

1. 開 会

事務局 定刻となりましたので、開催いたしたいと思います。

本日はまことに忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第2回都市計画部会を開催させていただきます。

本日御出席をいただきました委員及び臨時委員は、25名中ただいま14名でございます。社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお今回は、本部会に設置されております都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会及び下水道・流域管理小委員会に御参加をいただいております専門委員の方々にも御出席をいただいております。

まず初めに、委員の異動につきまして御報告がございます。

去る10月31日付をもちまして、社会資本整備審議会委員で都市計画・歴史的風土分科会長及び都市計画部会長でいらっしゃいました荒木委員が、一身上の御都合によりまして御退任されたことを御報告申し上げます。

次に資料でございますが、お手元に一覧表とともに9種類の資料をお配りしてございます。御確認をいただきたいと存じます。

過不足等がございましたらお申し出をお願いしたいと存じます。よろしゅうございましょうか。

なお、御発言をしていただく際には、目の前にございますマイクのスイッチが右手の方にございますが、マイクをオンにいただきまして、御発言終了後はスイッチをオフにさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは先ほど申し上げましたとおり、荒木会長が御退任されておりますので、部会長互選までの間、部会長代理に議事進行をお願いいたしたいと存じます。

部会長代理、よろしく願いいたします。

2. 議 事

(1) 部会長の互選

部会長代理 それでは早速議事に入らせていただきます。

まず、新部会長の互選をお願いしたいと存じます。委員の皆様の中から、部会長を互選していただきたいと存じます。どなたか御提案がございましたらお願いいたします。

A委員、お願いします。

A委員 私といたしましては、部会長にはこの都市計画・歴史的風土分科会の会長代理であり、また都市計画部会の部会長代理でいらっしゃいます、松原委員にお願いしてはいかかと思っておりますので、御提案申し上げます。

部会長代理 ただいまA委員より、私松原を部会長にという御推薦がございましたが、御意見いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長代理 それでは皆様御異議がないようでございますので、僭越ではございますが、私が部会長を引き受けさせていただきたいと存じます。

皆様の御協力をいただきまして、部会の使命達成に努力をいたしてまいり所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速でございますが、社会資本整備審議会令によりますと、会長代理は会長が指名することになっております。この際私から会長代理として、黒川委員にお引き受けさせていただきたいと存じますが、黒川委員、いかがでございましょうか。よろしく願いいたします。黒川委員、部会長代理の席の方へお願いいたします。

部会長 黒川さん、一言。

部会長代理 ただいま御指名いただきました黒川でございます。

部会長の下で補佐として最大限の努力をしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会及び 下水道・流域管理小委員会の中間とりまとめについて

部会長 それでは次の議事に移らせていただきます。

資料3をご覧ください。平成13年7月5日に国土交通大臣より、社会資本整備審議会議長に対して、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」として、包括的な諮問をいただきました。

その中には4つの諮問事項がございますが、この諮問事項のうち、「21世紀型都市再生のビジョン」につきましては、都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会及び下水道・流域管理小委員会を当部会に設置し、御議論をいただいているところでございます。

このたび各小委員会の中間とりまとめができましたので、各小委員会の委員長より御報告をいただき、委員の皆様方から、今後の議論の参考となる御意見をいただければと存じます。

まず初めに、都市交通・市街地整備小委員会の黒川委員長より御報告をお願いいたします。

都市交通・市街地整備小委員長 それではお手元の資料4を見ていただきたいと思います。

ここで、便利で快適な都市交通の実現と良好な市街地整備はいかにあるべきかということで、平成14年4月22日の第1回の都市計画部会で、この都市交通・市街地整備小委員会の設置をお認めいただいて、第1回小委員会以降4回の小委員会を開催いたしました。

また、小委員会の委員は私のほかに委員長代理の小林先生以下、委員、臨時委員、専門委員はお手元の資料4の1ページにお示ししたとおりでございます。

今回は割と限られた時間の中で、緊急に整備するような問題は何かということでまとめていきたいということでございましたので、全体の中間とりまとめの構成は2ページのフ

ロー図に書いてございますように、第1回目で、全体で都市交通・市街地整備で緊急にやるべきようなものは何かということ、かなりフリーディスカッションで委員の方々に御意見をいただいた。

それから2回目で、そのうち緊急なものは何かということで、これは事務局からたたき台を出していただいて、その中から選びました。

その結果として、にあるような都市交通のあり方とその推進方策については、都市内道路の機能分化について、道路交通対策の施策領域の拡大、あるいは計画・事業の進め方の改編というようなことについて議論をしました。

それからのブロックチャートに書いてありますが、市街地整備のあり方とその推進方策ということで、1、2、3の3つのことについて議論をさせていただきました。

その中間とりまとめの概要はここに書いてあります。私の方からは次の3ページ、今後の検討の方向ということで、実際先ほど御説明いたしましたように、昨年緊急にということ、でまとめましたので、その後残された全般的な検討をするということ、今後引き続きやっていきたいと考えております。

委員長としてはここまでで報告を終わりにして、あと事務方の方から、この概要を御説明いただきたいと思えます。

部会長 それでは、都市交通・市街地整備小委員会事務局より、補足説明をお願いいたします。

事務局 資料4に基づきまして、大変恐縮ですが着席したまま、中間とりまとめの要点を説明させていただきます。

資料4の今お開きいただいているページから数枚めくっていただきますと、中間とりまとめの本文がございます。その3ページをお開きいただきたいと思えます。3ページに書いてございますのは、課題認識のところでございます。1でこれまでの市街地の状況を整理してございまして、「我が国においては、低密度の市街地が薄く広がる拡散型の都市構造となっている。このためにいろいろな問題がある」ということが書かれてございます。

これを受けまして、2で持続可能な都市づくりとありますが、今後目指すべき方向といたしまして、第1パラグラフの一番最後の行でございますが、「拡散型都市構造の解消及び自動車交通への過度の依存からの脱却が必要」と整理してございます。

次の4ページに、こうした目指すべき方向を考えるに当たって、念頭に置くべき事項を2つ整理してございます。1つ目が3で書いてございまして、少子高齢化・人口減少でございまして、「都市整備に関しまして人口増加圧力からは開放されるということがありますが、一方で増大する高齢者の社会参加を支えるための交通基盤や居住環境などの整備が急がれる状況になっている」ということが、3で整理されております。

4でこれに関連いたしますが、「少子高齢化が進むことにより、新たな社会資本整備に充当できる投資額は減少すると考えられる。このため社会資本整備に関する投資に関しましては、これまで以上の重点化・効率化が必要になる」ということが整理されております。

次に、5ページをお開きいただきたいと思えます。都市交通並びに市街地整備の両方につきまして、共通して今後目指すべき方向が、この部分で整理してございます。基本的には(1)に整理してございまして2行目にありますが、「目指すべき都市像、市街地像というのは、本来都市ごとに歴史や現状を踏まえ、市民の合意をもとに共有されるべきも

のである」。

しかしながら、基本的な方向として、この（１）の第２パラグラフでございますが、「コンパクトな市街地を目指すことを基本的な方向にし、都市交通・市街地整備の今後のあり方を提案する」という整理がされてございます。

ここで、コンパクトな市街地の概念といたしましては、（２）で から の５点を整理してございます。土地利用密度を高めること。複合的な土地利用。それからオープンスペースを確保すること。さらに、細分化された敷地や街区を統合すること。それから大都市圏等においては、市街地の文節化を図ること。この５つをコンパクトな市街地の概念ということで、ここでは整理してございます。

６ページをお開きいただきたいと思います。今後の検討課題として、残された課題として２点指摘がされてございます。１つは、「コンパクト化に伴って、その外側で縮小する市街地につきまして、今後どうするかということを検討する必要がある」ということ。

それから第２パラグラフ「また」で書いてあるところでございますが、「将来目指すべき都市像や市街地像に関する合意形成のあり方につきましては、引き続き検討する必要がある」という整理がされてございます。

続きまして７ページでございます。 、都市交通のあり方とその推進方策の部分で、都市交通に関する議論がとりまとめられてございます。

この部分、大きく分けまして１から３まで、１３ページに３がございまして、３つの部分に分かれております。１つ１つ、要点をごく簡単に御説明申し上げたいと思います。

７ページの１つ目、都市内道路の機能分化の部分でございます。この部分の要点をかいつまんで申し上げますと、第２パラグラフ以降書いているところでございますが、「これまでの道路整備に当たっては、道路が有するいろいろな機能、交通機能、空間機能、土地利用誘導機能等多様な機能をすべて確保することを原則として整備してきた。しかしながら、実際には市街地内の空間制約等があり、すべての道路について全機能を確保するのは大変困難なことがあり、各機能が中途半端なものにならざるを得ないという面があった。

この結果、例えば交通機能に関して見ると、通路としての機能、これはトラフィック機能とここで書いてございますが、このトラフィック機能と沿道の建物等への出入り、あるいは荷物の積み下ろしの空間としての機能、これをアクセス機能と整理してございますが、この２つの機能が相互に阻害し合って、道路の整備効果が十分に発揮されない場合が多く見られる」という指摘がされてございます。

これに対して今後どうするかということにつきまして、７ページの後段に整理されてございます。「トラフィック機能とアクセス機能について、１つの道路で両方を確保することではなくて、それぞれを重視した道路を適切にバランスよく整備することにより、道路網全体として道路の機能が発揮されるような施策展開を考える必要がある」ということが整理されてございます。

さらに、７ページの一番最後の３行の部分でございますが、「駐停車の対策について、都市交通政策として総合的な施策展開をあわせて進める必要がある」という指摘がなされてございます。

８ページの冒頭でございますが、さらに、「徒歩や自転車のための空間につきまして、これらの空間が連続的、一体的に形成されるよう、計画・整備する必要がある」というこ

とも、あわせて指摘されてございます。

「こうした都市内道路の機能文化、駐停車政策等につきましては、これからそれぞれの都市や市街地の特性に応じて、さまざまな実例を全国各地で積み重ねながら、具体的な施策展開、適用方針について検討する必要がある」ということが、最後に指摘されてございます。

8ページから11ページまでは、今申し上げました機能分化の話、駐停車の話等について、ここで整理してございます。

8ページの(1)はトラフィック機能重視道路をどうつくるかという話でございますが、で交差点の処理の話、あるいは9ページに4つほどございますが、停車帯をどうするかという場合、あるいは計画・整備の考え方等が整理されてございます。

一方10ページでございますが、(2)といたしまして、アクセス機能を重視する道路についてはどうしたらいいかということ、このページの から まで3点で整理されてございます。

11ページで駐車場の施策に関しまして、(3)で整理してございます。ここの部分につきましては、第2パラグラフの部分が要点でございますけれども、「これまでの駐車場政策というのは、駐車場の量の確保を目指すことを基本としてきた。しかしながら、駐車場の配置、あるいは出入り口の位置等の規制誘導を考える必要がある。あるいは町並みの保全や地区全体の駐車場管理、交通環境の改善方策などについて、あわせて検討を進める必要がある」という指摘がなされてございます。

11ページから13ページにかけて、都市交通の部分の2つ目の柱の分、道路交通対策の施策領域の拡大が書かれてございます。これは大きく分けて3つの部分で書いてございます。12ページにその1つ目で(1)といたしまして、公共交通の導入空間の整備について整理されてございます。このポイントは、第2パラグラフの2行目でございますが、「コンパクトな市街地において公共交通を充実させるために、都市内道路整備の一環として公共交通機関専用の導入空間を積極的に確保することが必要である」。

さらにその後段部分でございますが、「空間確保に当たっては、トランジットモールなど、走行空間の多様化に努めること。それから都市モノレール等につきましては、歩道上での専用空間確保や建築物の立体的利用など、柔軟かつ効率的に導入空間を確保することが必要ではないか」ということが指摘されてございます。

さらにこの一番最後の部分でございますが、なお書きの部分、「公共交通機関の整備に当たりましては、料金収入で施設整備費等を賄うというシステムを基本的に維持すべきであるけれども、公共交通の整備について社会的要請があり、整備効果や便益が豊かであるが採算がとれないもの等については、公的な支援を行うことが合理的であると考えられる」ということが指摘されてございます。

続いて(2)は、施策領域の拡大の2つ目でございますが、踏切対策について書いてございます。この要点は第2パラグラフの最後の2行でございますが、「立体交差化によらないで、踏切による道路交通遮断を減少させる方策について幅広く検討する必要がある」ということが指摘されてございます。

続きまして13ページ、施策領域の拡大の(3)でございます。交通結節点における対策といたしまして、幾つかの点が指摘されてございます。特に第3パラグラフ、「また」

のところで書いているところでございますが、「交通結節点というのは市街地の核となるよう、土地の有効高度利用を進めることが望ましい。このために、必要な交通基盤施設の充実が必要である」ということが指摘されてございます。

続きまして13ページの3から14ページにかけましては、都市交通の3つ目の柱でございます、計画・事業の進め方の改編が整理されてございます。

13ページの後半の部分で整理されているのは、「総合的な都市交通計画を定め、各種事業を計画的に実施する必要がある」ということが整理されてございます。

さらに14ページにいきまして、これをさらに詳しく説明してございますが、都市計画道路の見直しについて、(1)の終わりの3行ほどでございますが、「将来の都市像とそれに至る都市整備の道筋が大きく見直される中で、早期に道路網の見直しの検討を行うことが必要であり、この結果に応じて速やかに都市計画道路の追加、廃止、変更等を実施すべきである」ということが指摘されております。

続きまして(2)の部分でございますが、「整備に当たりまして、整備プログラムを策定し、さらに事業の短期化に努めるためのいろんな方策を検討する必要がある」ということが指摘されております。

続きまして15ページから18ページにわたりますのは、市街地整備に関する部分のとりまとめが整理されてございます。この部分、大きく分けて1から3の3つの部分に分かれてございます。1つ目が15ページにあります、課題の整理でございます。これまでの整備手法の課題を、2点にわたって整理してございます。

(1)で書いてございますのは、行政施行の市街地整備の課題でございますが、この要点は「これまでの既成市街地での行政施行の市街地整備に当たりましては、土地所有者と権利関係がふくそうしている等のことがあり、事業に長期間を要してきた。さらに、事業費が拡大してきた」ということがありまして、結果として(1)の最後の2行でございますが、「優先度の高い都市整備上の課題に対応するものに限定されてきてしまった」ということが整理してございます。

一方(2)で、民間施行の市街地整備の課題を整理してございます。これに対しましては最後の2行で要点が整理されてございますが、「開発潜在能力が高い地区に限定されて行われてきた」と。

こうした2つのことから、これまで既成市街地における市街地整備は、限定された地域で整備するということにとどまっております、今後の課題としては、広範な事業展開を可能とするような、新たな市街地整備手法が必要であるという課題の整理を、この部分をされてございます。

続きまして16ページでございます。16ページは2つ目の柱でございますが、今後の既成市街地の整備方針について、3点にわたり整理してございます。

要点は冒頭の6行ほどのところに書いてございますが、「今後の既成市街地における市街地整備の広範な展開を図るためには、行政がみずから施行するのではなく、民間施行に対する支援条件を提示することにより、民間による自主的な事業の立ち上げを促進し、条件が合えばそれを支援するということが基本方針とする。これにより、民間が施行可能な事業領域が拡大され、民間の有するノウハウ、資金力、機動性を最大限活用し、限られた財源で、既成市街地における広範な事業展開が目指される」ということが指摘されてござ

います。

これにつきまして、それ以下(1)から(3)にわたり、詳しくその対応方策が提案されているところでございます。

続きまして17ページでございます。既成市街地整備の推進方策といたしまして、より具体的に推進方策について整理されてございます。この部分は17ページに(1)といたしまして、行政による民間施行の支援方策について整理されておりまして、さらに18ページは市街地整備の手法について整理してございます。

17ページの(1)の要点を御説明申し上げますが、 から の4つの点で整理されています。まず1つ目は、事業の初動期に対する支援の充実ということでございます。これに関しましては、「初動期の活動に関する助成、あるいはコーディネーターのあっせん・紹介等の制度を拡充していく必要がある」ということが整理されてございます。

2つ目の でございますが、「地方公共団体による総合的な民間施行の支援制度を用意する必要がある。創設を検討する必要がある」ということが指摘されてございます。

これに関しましては最後の2行でございますが、「国が民間施行を支援のガイドラインを作成することも考えられる」ということが、あわせて指摘されてございます。

3つ目でございますが、地方公共団体の民間支援のための財源確保の必要性について、この部分で書いてございます。特に第2パラグラフのところでございますが、「将来の税収増を地方公共団体の負担に活用する制度、あるいは立替施行制度など、地方公共団体の財源確保に係る制度の検討を行うことが考えられる」という整理がされてございます。

4つ目といたしましては、民間施行の事業者がみずから事業資金の調達をするための、その支援策を充実する必要があるということが指摘されてございます。

続いて18ページでございますが、市街地整備の手法につきまして、2点新たな提案がなされてございます。1つ目が、大規模民間開発を連鎖的に展開することにより、既成市街地の市街地整備の推進を図る手法が提案されており、「今後、隣接していない敷地間の権利変換、弾力的な規制緩和等について検討する必要がある」ということが指摘されてございます。

一方 で、木造密集市街地等の整備を推進するために、共同建てかえの推進を図るための方策について検討する必要があると指摘されてございます。これにつきましても最後の2行で、「敷地間の権利変換、弾力的な規制緩和、あるいは建物をセットバックして生み出した都市計画道路の用地の公的買い上げ等について検討する必要がある」ということが指摘されてございます。

以上、概略、中間とりまとめの内容を御説明させていただきました。

部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等は後ほど一括してお願いすることにしまして、引き続き公園緑地小委員会の越澤委員長より御報告をお願いいたします。

公園緑地小委員長 公園緑地小委員長の越澤でございます。お手元の資料5になりますが、これをもとに御報告したいと思います。

今年4月に都市計画部会から、中長期的視点に立った都市内の緑とオープンスペースの確保のあり方という検討課題をいただきまして、7月までに計3回の委員会を開催し、第一次報告をとりまとめました。御審議に御協力いただきました委員各位に、この場をかり

て御礼申し上げます。

本小委員会では、第一次報告の前文にも記載しておりますけれども、我が国が地球規模の環境問題を視野に入れた持続的な発展が可能な社会への転換が求められている中、特に環境と共生する21世紀にふさわしい都市への再生の取り組みを進めるためには、緑とオープンスペースは将来に引き継ぐべき貴重な社会資本として、その確保は以前にも増して重要性を高めているとの認識に立ちまして、緑とオープンスペース確保のための政策を、より総合的かつ計画的に進めるための方策を検討いたしました。

報告の内容といたしましては、これまでどちらかと言えば都市公園の量的拡大に重点を置いていた公園緑地行政に対して、緑地保全、都市緑化の重要性を再認識するとともに、これらを含めた総合的な緑とオープンスペースの確保が重要であるとの視点へと転換を求めたこと。

また、そのために、国は緑とオープンスペースの確保をするための政策の方針を示すとともに、地方公共団体の緑の基本計画の策定の推進を図ることが必要であることを示したこと。

また、省庁再編によって国土交通省になったことも踏まえて、河川、道路、港湾等の事業間の横断連携で緑とオープンスペースを確保する視点を加えたこと。また、市民参画社会の中で市民、NPO、民間事業者等との連携により、緑とオープンスペースの保全、整備、管理を進める視点を加えたことなどをポイントとして提言を行っております。

国土交通省におきましては早速これを受けまして、緑とオープンスペースに関する戦略的な政策の展開をテーマに、次年度予算に向けて概算要求などに反映していただいたと聞いております。

その後の経緯でございますが、資料5の1枚目でございますように、11月15日に第一次報告の後再開した第4回目の小委員会を開催しております。また、実は本日午後になりますが、第5回目の小委員会を開催し、引き続き検討課題となっております長期計画法制度行財政制度等のあり方について、さらなる検討を進めているところでございます。

また、第一次報告という名前を使いまして理由について御説明いたしますと、非常に短期間ではございましたが、非常に濃密に各委員間の意見交換、また事務局等との質疑も行いまして、現時点での緑とオープンスペースに関する議論としてはかなり詰めて、これでよいのではないかというふうに我々委員としては、そういうことで意見の一致を見ましたので、なるべく速やかに国の施策、地方公共団体、またさまざまな形で市民、NPO、民間事業者等との連携による。こういうものについての具体化を期待しているという趣旨で、第一次報告という形で、一たんまとめさせていただいております。

したがって、それ以降の課題については第二次ということで明確に分けたということで、若干他の小委員会とは少し書きぶりが異なっている点がございますが、この小委員会としての議事の展開の中でこのようになったということ、御了解といたしますか、御理解いただくとお願いしたいと思います。

続きまして、この第一次報告の詳細につきましては、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

部会長 それではお願いします。

事務局 資料5の第一次報告本体をごらんいただきたいと思います。1ページに目次が

ございます。今回の第一次報告は、緑とオープンスペースの確保方策について、今後の重点分野と政策の基本的な方針をとりまとめているものでございまして、最後に引き続き検討すべき事項が掲げられているものでございます。

4ページをごらんいただきますと、緑とオープンスペースに係る総合的・計画的な政策の推進という柱立てになってございまして、ここの一番最後のところでございますが、この報告に当たっての基本的な認識なり視点を掲げてございます。都市政策においても、環境と共生する21世紀にふさわしい都市へと再生を図る取り組みが求められている。このような政策の転換の中で、都市における緑とオープンスペースは将来に引き継ぐべき貴重な社会資本であり、その確保は以前にも増して重要性を高めているという視点到ちまして、緑とオープンスペース確保のための政策をより総合的かつ計画的に進めるための提言を、とりまとめたということでございます。

5ページ、6ページに、今後取り組むべき重点分野が4点ほど掲げられてございます。1点目は地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和等、地球環境問題等への対応でございます。

2点目が都市再生への対応でございまして、市街地の防災性の確保あるいは居住環境の向上という視点。さらには、緑とオープンスペースは都市再生に重要な役割を果たす都市の環境インフラであるという認識に立って、都市再生への対応を図っていく必要があるということでございます。

3点目が、豊かな地域づくりへの対応でございまして、地域の資源、地域の歴史的、文化的、自然的資源を生かした地域づくりが求められているわけでございますが、緑とオープンスペースというものが、そういった資源と連携をとりながら、活用していく必要があるということをおうたっているところでございます。

最後の4点目でございまして、参画社会への対応ということでございまして、地域住民やNPOの活動、民間企業の社会貢献活動等、多様な主体の参加によって、緑とオープンスペースの確保を図っていく必要があるということでございます。

以上の4つの今後の重点分野といいますが、政策課題に対応していくために、どのような基本的な展開方針を持って取り組んでいくかということでございますが、7ページから10ページが、その基本方針に係る部分でございます。

第1点は、総合的・計画的な政策運営でございまして、ここに以上のような政策課題に対処するためには、国、都道府県、市町村それぞれのレベルにおいて、既存の緑の保全、民有地・公共空間の緑化、都市公園等の整備を含めた都市の緑とオープンスペースを確保するための総合的な政策運営が必要という基本的な方向を示しているところでございます。その後、国、都道府県、市町村それぞれの取り組むべき方向を示しているところでございます。

9ページ、10ページは、その政策課題に対応する際の政策目標となりますような目標・指標にかかわる事項でございまして、これは引き続き検討すべき事項とも関連しているものでございますので、省略させていただきます。

11ページ以降は、緑とオープンスペース確保のための政策展開の方向についてまとめたものでございまして、大きく3つの分野でとりまとめております。1つは、都市に残された貴重な緑の保全という分野。2番目が、民有地と公共空間がともに取り組む緑化の推

進。3番目が、緑とオープンスペースの中核となる都市公園の整備と管理でございます。

残された貴重な緑の保全につきまして、11ページの真ん中以下に施策の展開方向が示されており、その4つ目のところで、「一定の行為について届出・勧告制による地区を創設するなど緑地保全制度の拡充を図る」というようなこと。

その次に、開発が行われる場合に良好な緑地を永続的に保存するために、地域として一定の緑地率が確保されるような規制手法を誘導すること。こういった具体的な方向、御提案がなされているところでございます。

2つ目の緑化の推進でございますが、これにつきましては具体的な施策の方向といたしまして、地区計画制度の活用によります緑豊かな居住環境の形成、あるいは屋上の緑化。それで最後のところでございますけれども、委員長からも御報告がありましたように、都市公園等に加えて道路、河川等、公共広域施設の緑の創出、緑化に取り組んでいくことの重要性がうたわれているところでございます。

最後の中核となります都市公園の整備と管理でございますが、これにつきましては政策の重点分野に応じた都市公園の整備を図っていきますとともに、13ページの真ん中以下でございますけれども、整備に当たっては、地域の実態に即して進めていくことが必要という考え方が示されまして、その具体的な内容について、例えば大都市の都心部などでは他の施設と公園等を立体的に活用するといったこと。

また、周辺の土地利用が転換した場合には、従来の配置計画表示によらないことなど、柔軟な対応をしていく必要があるということが示されているところでございます。

14ページ、15ページにつきましては、政策の推進に当たっての主体の役割分担と申しますか、連携について考え方が示されているものでございます。

1つ目は、市民参画の仕組みづくりということで、地域のコミュニティやNPO団体とパートナーシップを形成して、緑地保全、緑化、公園・緑地法の整備・管理を進めていくことが必要という考え方のもとに、3点ほどの方向性が示されているところでございます。

2点目は、整備に際しての考え方として、PFIといったような、民間事業者の持つノウハウを活用していくことも必要であるということがうたわれているところでございます。

3点目が、地方公共団体の役割。そして4が国が果たすべき役割でございますけれども、国においては政策課題に対応しまして、的確にその課題に答えていくための措置を講ずることが必要という御指摘をいただいているところでございます。

5点目が、いろいろな施策を進めていくためには技術的な開発も必要でございますし、人材の育成も必要でございます。そういった重点項目が掲げられているところでございます。

最後に16ページでございますが、今後検討すべき事項といたしまして、3点ほどございます。1つは中長期的な計画のあり方、2点目が法制度のあり方、3点目が行財政支援のあり方でございます。

これにつきましては越澤委員長から冒頭御説明がありましたように、引き続き小委員会で検討を重ねることとしていただいております。

以上で報告を終わらせていただきます。

部会長（下水道・流域管理小委員長） 最後に下水道・流域管理小委員会でございまして、委員長でございます私から、まず御報告させていただきます。

資料6の1ページに小委員会のメンバー表が書いてございますが、この委員の皆様方から非常に熱心な御議論をいただきました。5月21日の第1回以来、全部で3回の小委員会を開催いたしました。まず、これまでの下水道政策につきましての評価を行った上で、下水道政策を転換すべきであるという認識に立ちまして、その方向性について議論をしてまいりました。

第2回目では、アウトカム指標につきまして、従来の下水道処理人口普及率などに加えまして、下水道負荷削減率、温室効果ガス削減量のような新たな指標について検討を行いました。また、政策転換の方向性及びその具体的な施策として、施設の効率的な整備と管理運営、流域管理のアプローチによる施策展開、下水道のポテンシャルを活用した新たな課題への対応の3つの柱をもとに議論を行ってまいりました。

その結果、7月12日の第3回で、お手元に配付しています資料6にありますような、今後の下水道整備と管理及び流域管理のあり方は、いかにあるべきかの中間とりまとめをいたしております。

この内容の概略につきましては、事務局の方から説明させていただきます。では、補足説明をお願いいたします。

事務局 それでは、中間とりまとめの要旨2ページ以降でございますが、概要-2から5というところがございます。その後には中間とりまとめの本文がついておりますが、やや大部にわたりますので、私はこの概要の方で簡単に御説明させていただきます。

まず最初に議論の出発点としまして、下水道行政が今、大きな転換点にあるのではないかという認識から出発をいたしております。

若干、ここの部分を敷衍して申し上げますが、まず、内的な転換の要因としましては、下水道の普及率が上昇してきたということがございます。現在、全国平均で63.5%というところまでやってまいりました。

そうなりますと、これまで普及率を至上の目標ということでやってきたわけですが、下水道にはこれだけではなくて、例えば高度処理を推進するですとか、あるいは都市の浸水対策といったようないろんな役割があるわけですが、こういう役割にこれからは多様化していく、あるいは重層化をしていくということがあろうかと思えます。

それから外的な転換の要因としては、国、地方公共団体を通じまして、財政制約が強まってきたということがございます。最近では合併浄化槽の方が安くて早くできていいんじゃないかという議論も出てきておりまして、下水道においてもコスト縮減、あるいは事業の効率化がさらに強く求められる状況がある。

さらに国際的な流れを見ますと、下水道サービスについてもISO化を求めるような動きがございまして、これまで国内的に守られた下水道のマーケット、あるいは業界にも黒船が押し寄せるといった状況があるということで、下水道政策が大きな転換点にあるのではなからうかという認識が、まずございます。

そういう中で、では具体的にどういう政策転換の視点が必要だろうかということで、ここにありますように、(1)から(3)まで3つの柱を掲げてございます。まず最初に国民の視点の重視ということでございます。これは公共事業全般に通じる視点でございますが、下水道の場合には特に重要にならうかという指摘でございます。

といたしますのも、従来のように普及率を高めることを最大の目標としてきたときは、非

常に国民にとってもわかりやすかったわけですが、高度処理ですとか、あるいは浸水対策といったことになりますと、国民にとって直接受益が見えにくくなってくる。あるいはそういう下水道事業をやっていることすら、必ずしも知られていないということがございます。

そういう中で、国民に対して単に情報を提供するだけでなく、その意思を政策決定に反映させる。あるいはユーザー側の視点に立ったアウトカムの視点による事業目標の明示。PRあるいはPI、あるいは顧客満足、いろんな指標を活用していく必要があるかというのが、第一の柱でございます。

それから2点目でございます。ソフト施策を含めた多様な主体との連携・協力。これまでの下水道事業におきましては、地域それぞれの下水道管理者の着実な努力によって、例えば一たん汚染されました河川が、清流を取り戻すといったような成果を上げてまいりましたけども、より子細に眺めてみますと、例えば複数の市町村にまたがって生じるような水の汚染。例えば閉鎖性水域などについては、必ずしも満足のいくような水質改善の効果は出てきていないということがございます。

これらを解決するためには、下水道管理者相互の連携ですとか、あるいは河川行政、農林水産行政などの他の行政分野との連携、さらにはNPOを含めた住民の皆さんとの協力もいただく中で、政策を展開していく必要があるということがございます。あるいは民間の活力やノウハウを、さらに引き出していくような仕組みづくりも重要かということでございます。

3つ目が、整備の重点化とストックの徹底活用でございます。先ほど来申し上げていきますように、下水道の政策目標が多様化してくるという中で、限られた財源等をどういう形で重点的に使っていくかということが、従来以上に大事になってまいります。さらに、普及が進んだということは、それだけ下水道の施設ストックが蓄積をされてきているということもございますし、下水道を通じて集められる、あるいは出てくる処理水ですとか下水汚泥といった資源が増加しているということを意味しております。

こういうものをいかに効率的に、有効に活用して、循環型社会に新しい役割を果たしていけるかといったようなことがあろうかと思えます。

そういう中で次の柱としまして、政策転換の方向性とその実現に向けた施策展開ということがございます。この点につきましては、各論は細かくなりますので割愛をさせていただきますが、ポイントだけ御紹介をさせていただきます。

まず、流域管理のアプローチによる施策展開でございます。キーワードとして、「流域管理」という言葉が上がっております。これは先ほどもちょっと申し上げましたけども、下水道管理者がみずからの行政区域ですとか、あるいは下水道という分野、あるいは行政というとりでに立てこもるということではなくて、その括弧にありますように、流域内の下水道管理者同士が連合し、他の主体とも積極的に連携して、共通の理念、目的意識を持ち、リスクあるいは費用の分担をした上で、全体としてリスクあるいは負担を最小に抑制しながら、目的達成をしていくというアプローチでございます。

具体的にはそこに から にありますように、まずは関係者が1つのテーブルでいろんな議論をし合うという場づくりが必要だということがございます。その上で、例えば雨水対策の取り組みとしましては、従来内水対策は下水道、外水、洪水対策は河川という役割

分担があるわけですが、必ずしもその間の整合性というのは制度的に担保されているわけではないといったことがございます。この点の改善が必要という指摘でございます。

それから、必ずしも行政だけでこの目的は達成できない。民間サイドにおいても、例えば民間の調整池の恒久化ですとか、あるいは宅地内の貯留浸透施設といったものを促していくような制度が必要であるということでございます。

続きまして概要の3ページでございます。浸水対策としては、ハードな整備だけではなくて、ハザードマップのような作成も必要であるということ。

としましては、汚水対策の方につきましても、例えばこれまでは下水道の普及を伸ばすですとか、あるいは直接に排水規制をするという形でこの目的を達成してきたわけですが、もう少しソフトな手法もあるのではなかろうかということで、2つ目の「・」にあります、流域内における新たな費用負担のあり方。例えば、地球温暖化の関係でCO₂の排出権取引のようなものがあるわけですが、水質保全の分野でもこういう排出枠の取引のようなものをやったらどうか。これは既に研究会を発足させて、NHKや朝日新聞などに取り上げられましたけれども、そういう研究に今後着手をしていくべきだということでございます。

それからリスク対策としては、従来のリスクだけではなくて、新しい病原微生物ですとか、あるいは環境ホルモンのようなものがございます。こういうリスクにもさらに対応していく必要があるということがございます。

次に、施設の効率的な整備と管理運営でございます。下水道については非常にコストがかかるということがありますが、さらに効率化が求められている。それから、従来類似の施設、合併処理浄化槽ですとか、あるいは農業集落排水施設との分担の話、それから縦割りであるという批判がいろいろあるわけですが、こういうところの事業の連携をさらに進めていく必要があるということでございます。具体的にはそのころからのような取り組みが必要だということで、まとめております。

それから3番目が、下水道のポテンシャルを活用した新たな課題の対応でございます。先ほども申し上げましたが、これまで蓄積してきたストックをできるだけ生かすということ。それから、処理水ですとかあるいは汚泥といったものを、有価物あるいはエネルギー源として積極的に活用すべきだという提言になっております。

具体的には、例えば にございますような、都市の水・緑環境のためにこういう施設等を使えないか。もっと積極的に使うべきであるということ。

次のページにまいります。下水汚泥のリサイクルをさらに進めていく必要がある。特にそういう中では、生ごみですとか、あるいは畜産系の廃棄物といった、下水汚泥に類似の廃棄物との共同処理をするような制度をつくっていくべきではないかという提言がございます。

さらに としまして、地球環境問題の対応でございます。下水道は非常に電力を消費する事業になっております。具体的には、例えば東京都内の電力消費の1%を下水道が使用しているという、最大の電力需要者になっていることがありますが、こういうものについてできるだけ省エネ化を図っていくということがありますが、そういう受け身の対応だけではなくて、さらに下水道が持っている処理水の熱エネルギーですとか、あるいは下水汚泥の消化過程で出てきますガスによる発電といったことで、積極的にエネルギーを回

収する側に回るといったことも、必要ではないかという提言になっております。

さらに としまして、下水道施設の積極的な活用ということで、処理場などは都市内の非常に貴重なオープンスペースになっておりますので、こういうものを積極的に活用していく。あるいは、さらに施設を他の供給処理施設と高度利用していくといったことも必要ではなろうかという提言でございます。

さらに、下水道の環境については、既に光ファイバーなどがかなり入ってきておりますが、さらにこれを積極的に民間にも開放していく努力が必要であろうという提言になっております。

次は下水道の整備と管理の重点化の方向ということで、(1)から(8)までの8本の柱について、それぞれ具体的にどういうところに重点を図るべきかということがまとめられております。

例えば汚水処理につきましては、当然普及がおくれている地域に重点化を図るべきである。あるいは雨水対策については、都市内の人口や都市機能が高度に集中しているようなところから、重点的に整備を進めるべきであるといったところがまとめられております。

最後に概要 - 5 といたしまして、アウトカム指標についての提言がまとめられております。これは全国的な整備水準の指標、下水道以外の施策と連携した指標、それからそれぞれ地域によっていろんなニーズや事情がございますが、そういう地域に即した指標といった形でとりまとめてございます。後ほどごらんをいただければと思います。

それからこの要旨にはとりまとめてございませんが、本文の一番最後に引き続き検討すべき事項ということがございます。第2パラグラフの最後の方でございますが、先ほど来も出ておりますが、「社会資本整備審議会の河川分科会との協調を図る等、水をトータルな視点からとらえた都市・地域づくり、国土づくりの計画の一環としての下水道整備のあり方について、さらに必要な法制度、行財政制度を含め検討を深めるすることとする」ということでとりまとめられております。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

各小委員会の委員の方々におかれましては、御多忙中のところ御熱心に御議論を重ねていただき、中間とりまとめをおまとめいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは以上の御報告、御説明につきまして、一括で御議論いただきたいと存じます。御質問、御意見等ございましたら、どなたからでも結構でございますのでお願いいたします。

B委員 3つの小委員会の皆様、本当に精力的におまとめいただきまして、ありがとうございました。

今、3つの小委員会の中間とりまとめ、あるいは第一次報告書を伺いまして、共通に重視されてきたポイントに、多様な主体の参加ということがございました。私はこれは極めて大事な政策の重視であり、これを今後の検討におきましても、引き続き深く検討していただければと思いました。

例えば、都市交通・市街地整備小委員会のまとめの、今後の検討課題の中に、「目指すべき都市像や市街地像の合意形成のあり方について、引き続き検討する必要がある」と。この合意形成のあり方というのは極めて重要なポイントだと思います。

また、公園緑地小委員会の第一次報告におきましては、14ページ以降で、「多様な主体による緑の保全・整備・管理」ということで、計画づくりのみならず、実際の整備・保全・管理運営に関しての市民参画社会に応じた仕組みづくりを、具体的に提案されています。

このところは非常に意義あるところで、特に15ページの最後のところにも、「これからワークショップを用いた計画づくり等、計画技術や環境教育等のノウハウの育成等、ソフトな分野での課題にも検討を深くしたい」と御提示いただいております。これらは基礎的自治体の場合、特に非常に自治体間の格差が大きいところがございますので、理念は正しいのですが、具体的にどうしたらよいかというところについては、モデル案といったものを求めている声が多くあります。そういう意味で、この小委員会の今回の提言は意味がありますし、さらにその点を今後も重視してまとめていただくとありがたいと思います。

加えて、下水道・流域管理小委員会の中間とりまとめにおかれましても、政策転換の視点の、第一はもちろん国民の視点の重視でございますが、2点目にソフト施策を含めた多様な主体との連携・協力ということを明記され、PFIであるとかNPOと住民との協力を進める仕組みづくりも加えていらっしゃる。下水道管理にこうした発想が入るとするのは、非常に新しい方向性を示唆するところであり、今回の小委員会の共通の方向性というのは、こうした問題に住民、国民が本当にかかわれるのだと。しかも責任を共有できるのだということを明示する、非常に重要なとりまとめではないかと思っております。その辺を、今回中間的に国民に向けて報告されるときにも、強調して御説明いただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

部会長 ありがとうございます。

ただいまB委員から御提案、御意見等ございましたが、何かコメントされることはございませんでしょうか。

今後の審議に当たりまして、今の御意見等を参考に進めてまいりたいと思います。ほかにどなたか。

C委員 今3つについて、B委員が言われたので、私はそのうちの都市交通のところに限定して、これは委員長にお願いをしておけば、あとはすうっといくだらうということだと思うんですが。

コンパクトシティという概念をここに持ち込まれていらっしゃる、それは大変結構なんです。その連続でいくと、8ページで「なお」という頭書きで始まる「徒歩、自転車のための空間のあり方」。要は「なお」というのが気に入らないんですけれども。

同じような時間帯で同時進行型で、道路分科会の基本政策部会が報告をまとめておりますが、その中ではこのコンパクトという概念と同時に、こちらでも同様にお使いになっていらっしゃる道路の多機能空間というものをどう見るかというのを、ちょっと違う視点からまとめました。ここでは、多機能空間をトラフィック・アンド・アクセスというふうに関割分担を説かれていらっしゃいますけれども、道路の方では多機能空間を、その多機能性に応じて多様な交通手段といいたいまいしょうか、動き方のできる道路に展開していこうと。つまり、戦後の車に特化したといいたいまいしょうか、ほぼ車に限定したといいたいまいしょうか、そういう使い方から、歩行者まで含めた多機能空間であるはずの道路の多様性を、もう一回見直せというアプローチをしております。

概念は同じだと思いますけれども、そこから入ってくるところで、コンパクトと合わせ技でいきますと、自転車というものについてもう一回、もう少し具体的に踏み込んでいただけないかというのがお願いでございます。

もうちょっと具体的に申しますと、現在自転車の走行空間確保は、道路サイドではいろいろやっておりますけども、どうしても得られません。道交法上は歩道を走れることになっておりますが、世界の動きは車道におろしておりますして、車両という取扱いになっております。しかし日本では、自動車と一緒に走らせれば危ないということで歩道に上げておりますが、これでは歩行者とのあつれきが生ずる。

自転車を使え使えと、今各自治体が新しい動きを起こしていらっしやると、ますます歩行者との事故が起きるといふ、非常に危険な状況になっております。

そこをお願いなんです、自転車 7,000万台、自動車 7,000万台、数は同じです。トリップ数は自転車トリップの方が多いいんです。しかも、通勤、通学、ショッピングとなつてまいりますと、コンパクトシティーであり、多様な道路利用ということになると、自転車の見直しというのは小さな問題ではないんじゃないか。しかも、各自治体はその自転車のあり方、駐輪場のあり方、放置のあり方、リサイクルのあり方、猛烈な勢いで今動いていらっしやいますが、最後に走れる場所のない自転車問題をいろいろいじるといふことは、結局だめになつちゃうということになりかねません。

お願いはもう1回まとめますと、そこで自転車はどこを走ればいいのかについて、街路行政から考え直していただけないか。道路側からは考えているんですけども、どうしても問題になるのは警察庁の見解でございまして、警察庁側はがんとして道交法の改正に今のところ応じておりません。国土交通省と警察庁の間で、かような問題についての共同の審議ができないか。道路局と都市・地域整備局のスクラムで警察庁と一回話し合いをしていただく場を持たないか。その都市局側の先生方のお集まりとして、この小委員会に一役果たしていただけないかというお願いでございます。

以上です。

部会長 ありがとうございます。

非常に具体的な御提案なんです、D委員さん、何かないですか。

D委員 C委員の後半の方は、私じゃどうにも手に負えません。

ただ、この小委員会で議論している中のアクセス機能というところでは、今、C委員が言っているような議論をしております。ただそれは緊急のあれということで、絵づらをちゃんと出さないといけなかったんですが、歩道空間って一体どうするのかとか、道路という自動車のためだという道路法と道交法の中を、今の道路構造令ではなくて、昔あった街路構造令的な使い方まで視野に入れて議論しようかということまで来ておりますので、私自身は今のよう道交法での解釈の仕方のことは、今後のにぎわいのある市街地のところでは、絶対必要な話ではないかと思ひます。

C委員 もう1つ、その流れでお願いなんです、電柱の地中化問題で現在の最大の目標は景観論であります。2つ目の目標は、災害時の防災性を高めるということでありまふ。3つ目に道路空間の確保というのがあるんですが、3番目なんです。逆じゃないかと。道路のバリアフリーというときに、電柱ぐらい邪魔しているものはないんです。

そこで、3番目の理由を頭に持ってきて、狭くて走り場のない日本の道路を、少しでも

広く有効に使うために、電柱の地中化、電線の地中化を進めるといふ風にひっくり返すと、予算のつけ方から順序づけまで変わってくるので、政策にかかわれるのではないかと。

そこで街路政策の中で、電柱がいかにか邪魔しているかということの点検をしていただきたい。同時に、路上放置物が物すごく多いですね、看板とかスタンドとか。私、学生に写真を撮らせましたら、ほとんど路上はそういった夾雑物、不法設置物、放棄物で占拠されている。これは道路管理者の責任でございますけれども、これを取り去るだけでも随分道路空間というのは、なんかすぐ歩行空間というのは広く確保できるわけでございます、お金をかけずにできることもあるんですね。

それも含めて、電柱地中化の順序立ての理由づけをちょっと変えていただけないかと、同時にお願いをしておきます。

E 委員 街路関係で都市交通・市街地整備小委員会の14ページに、「将来の都市像とそれに至る都市整備の道筋が大きく見直される中で、早期に道路網の見直しの検討を行うことが必要であり、この結果に応じて速やかに都市計画道路の追加、廃止、変更等を実施すべきである」と書いてありますが、このコンパクト化ということは、逆に街路の需要の拡大にもつながっていく。もちろん、細道の廃止等という街区の改編も、特に街区の拡大といったようなことにもつながるんでしょうが、この問題をぜひ積極的に取り上げて、コンパクト化と裏腹の関係にあるということを、ぜひ皆さんの御理解を深めるような方向に御努力いただきたい。

もう1つは、こういう公益的な問題に対して私権が強過ぎるといふことなんですね。これをあるべきところに、公益の前に私権を縮小するといひますか、バランスを取り直す。今まで私権が強過ぎるのを、少し弱くするといふ方向にキャンペーンをしていかなければいけないんじゃないか。そうでなければ、公園であれ下水道であれ、都市基盤の整備は全然進まないというのが現実ですから、この辺はしっかり進めていきたいということになりますと、行政ももっと自信を持って、公益のために権限を行使していただくことが大事なんじゃないか。

先ほどのお話で、政策転換をする、合意形成を図る、その後は実行しなければいけません。これがやっぱり民間がもちろん話し合っただけでやられる部分もあるんですが、毅然として行政が権限を行使していただかなきゃいけません。改めてお願いしておきたいといひますか、皆さんと合意を図っていくように進めていただきたいと思います。

部会長 今のE委員のお話も、先ほどのC委員のお話も、事務局にとっては大分責任の重い話ですが、ひとつ委員長を補佐して、最終報告の際には十分検討をお願いしたいと思います。

F 委員 街路の問題でどうしてもお願いをしておかなければいけない点があるんですが、先ほど自転車を有効に活用するといふことは、地方でも随分言われておりますし、私たちもそう考えているんですが、實際上言いますと、どういうふうに置くかといふのは、非常に大きな問題があるだろうと思っております。

私は実際にはデンマークしか知らないんですけども、歩道の横に自転車専用道が取りつけられる構造がよくあり、利用されています。

このごろデンマークの方でよく聞く言葉が、自動車との接触といひますか、ドアをあけ

た途端にぶつかってくるとか、バスをおりた途端に引っかけられる。バスからおりるときは非常に神経質になっておりなさいいけない。お年寄りとか私たち障害者もそうなんです、おりていくときに非常に気を使わなければならないという構造になっています。

これは少し考えなければいけないという話を、この間デンマークでしてきたんですけれども、そういうことも含めて、どういう構造にしたらいいのかということ、ぜひお考えをいただきたいと思っております。

非常に省エネでもございますし、私たちも自転車の走れる、佐賀というのは特に平らな町でございますので、有効に活用しようとしているんですけど、まだその辺の問題がどうも解けていないと思っております。

それから先ほど先生が言われましたように、電線地中化も進められているわけですが、1つだけ御注意いただきたい点、事務局にお願いがあります。つまり、管理箱といいますか電気箱といいますか制御箱ですね。あれが点字ブロックのすぐ横に出てきております。したがって、視覚障害者の方が引っかかるという状況が出てきております。点字ブロックの上を視覚障害者は歩いているのではないのでございまして、体が横にずれているという状態で歩いている視覚障害者の方がたくさんおられるわけです。つえを振り回せば別ですが、そうでない限りは電気箱が見つけれないという状況で、転倒するということも起きておりますので、九州ではこの間、工事事務所の所長会議で申し上げたんですけど、そういうことも起きておりますので、ひとつ注意をしていただきたいのです。しかし、ぜひ電線地中化は進めていただきたいと思っております。

以上です。

G委員 今、C委員、E委員、F委員とずっと街路の問題が続いたんですが、私も特に街路の件に関して1つ加えさせていただきたいんですけれども、ぜひメンテナンスのコストということ、1つポイントの中に入れていただきたいと思えます。

というのは、電線を地中化するという点に関して、国民の意識が物すごく今高まっていて目立つところですし、ぜひメンテナンスの費用ということを入れていただきたいと思えます。

実を言うと、これは全体にかかわっている問題で、随分御苦労の跡とか、意識の面ではコンパクトの気持ちのいい空間をつくらうという意思がすごくわかっていると思うんですが、手法は従来のもものが集まっているので、例えば緑の空間をふやすといっても、緑を維持する費用ってすごくかかるわけですね。それが私権は抑えた方がいいということですけど、今だとかなりプライベートなところが緑を維持するための費用を賄っていて、それを面で緑をまとめちゃうと緑のところの、たとえばやみができたときの警備をどうするかとか、伸びちゃった緑と人が暮らす空間を、どうやってうまく調和させるかというところは、難しい問題です。1本木を切るだけでも、個人でやるとクレーン車1台呼んでこななければならない。

そういうことで、例えば街路というところに緑がくっつけば、その街路をメンテナンスする費用と、緑をメンテナンスする費用を一緒にまとめて、多分マネージできるということがある。全然違う目的のものがブロック、ブロックで面積として出てきちゃうと、違う費用になってくると思うんですね。

ということでコンパクトシティーを考えると、今のままでいくと、緑地もまた別の

意味でメンテナンスしなきゃいけないくて、街路もメンテナンスしなきゃいけないという、違う費用の発生の方があつた。ぜひ道路とか緑とかできてきたのをネットワークでつないで、コンフォタブルであると同時に、サスティナブルであるというような発想を、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

部会長 今回のメンテの問題は三小委員会に共通した問題だと思いますので、ひとつ今後の審議で御検討を含めてお願いします。

H委員 ただいまの問題にもつながると思います。道路や街路、もちろんこれは住民の方が中心でお使いになるんですが、そればかりでなくて、外来者といいますか来訪者や観光客など、その都市の住民ではない方々にももちろん大変重要なことです。

その場合に、便利で快適な都市交通というものを確保するために、利用の仕方がよくわかるような方式がどうしても必要だと思つたんです。日本の都市の場合、大変大きな問題は、外国の方は、番地がわかつていてもどこにどう行つていいかわからない。それから、地下鉄などを利用して出口を出たときに、一体どこに自分がいるのかわからないということがある。当然新しい道路網等を整備するとき、一体どういう形でやる、これはデザイン計画とか表示等々と関連すると思つたんです。

まず第一に道路にネーミングをつけるかどうか。つける場合の基本がどうかというのは日本はばらばらになっておりまして、地番変更が勝手に行われたり、道路の名前があるのかないのかわからないということがございます。これは国土交通省だけでは済まないかもしれないんですが、未知の人が迷わないようにする方策というのはどうしても必要だろうと思つたんです。

しばしば私なども新しい土地に行くと、同じところをぐるぐる回らされる。交通渋滞にもなるし、のろのろ車が動いたりということにもなるかと思つたんです。ですから、どのような形で地図なり標識なり、それからネーミングも含めて明確にわかるようにするか。あるいはさらに進めば、これは外国ではやっていますが、非常に具体的に、タクシー免許には地理の試験を課すとか、いろいろな方策があると思つたんです。

先ほどの電柱の地中化というお話、これも私はぜひ進めたらいいと思つたんですが、現在のところでは、電柱についている小さな地番の文字だけが、今どこにいるかがわかるわずかな救いになっている。知らないところに行つたら、一体どこに自分が今いるのかわからないので、ある程度わかりやすく、例えば建物のこの部分には地番をつけるとか、いろいろな方策が考えられると思つたんです。

それが邪魔になつては困りますけど、デザイン計画も含めて、快適で便利な未知の外来者のための都市ということをお考えいただきたいと思いますという希望でございます。

以上です。

部会長 それではI委員、J委員という順番でお願いします。

I委員 今回は3つの小委員会からそれぞれ出された内容で、冒頭にB委員からもお話しありましたが、多くの主体が、いわばそれぞれなりの役割を演じながら、全体として都市の環境をよくしていくということは、共通の方向としてあるということで、それは大変大切な問題だと思つております。

ということは、そういう多様な主体がそれぞれ役割を演じていくというときに、一律にどういうふうな形をとるかということは決められない。それぞれの現場、それぞれの自治

体で問題に応じた、そういう多主体のパートナーシップといいますが、組み合わせが必要になってくるということになると思うわけです。

したがって、そこを一律に決めることはできないということは、逆に言いますと、分権ということが90年代に進みましたが、現場主権といいますが、現場の判断を尊重するという方向にいかないと、さまざまな主体が参画して知恵を出し合うということの、実効性が結局発揮できないことになると思います。

それぞれ、そういった意味で多様な主体が参画しながら知恵を出し合うということになりますと、今の仕組みだけでは非常に難しい問題が幾つかあります。1つは組織の問題でありまして、従来のやり方は国、都道府県、市町村と順繰りに物事がおりていって、それで現場の多主体のところに到達して、それで現場が動くというふうになりますが、この順繰りにおりていくというのは大変時間がかかるだけじゃなくて、その間にいろいろな判断が入るものですから、現場主権と言いながら、現場では何も決められない。ましてそこで多様な主体があると、ますます決められないということになりますので、この仕組みを変えないといけません。

したがって、単に順繰りに上からおろしていくみたいな話ではない、現場から発想したものを、都道府県あるいは国が決定に関与するというよりは、むしろ支援をする仕組みということはどういうふうにつくっていったらいいかというのは、共通の問題だと思うんです。

お金の流し方も同じようなことがあると思います。今、自治体に例えば補助金の形である事業をやらしてもらおうと思っても、自治体はお金がないから、それをやろうとはいたしません。したがって、そういうものは施策として打ち出しても、実効性がない場合がたくさんあります。そういうのは、お金の流し方自体をもうひとつ工夫をしないと、現実には大変大切だと思うものが動かない。ここで熱心に議論して出したものも、現場ではとって動かさないということになりかねません。

この問題は非常に大きいけれども、しかし総合的に考えるとすれば、このレベルの審議会を考えないといけませんということだと思います。それが組織的な問題。

もう1つお金の問題で言いますと、できるだけお金が現場の判断で動かせるように、総合的な財源にしていけないといけません。その総合的な財源というのは、細々とした基準を全部つけて流すお金では意味がありませんから、現場にそういうものが判断できるという信頼関係をどうつくるか。そのことをもとにして、そのお金が有効に使えるチェックのシステムとか評価とか、そういうことを社会的にオープンにして、単に行政が評価するだけじゃなくて、市民でありますとか、その他の主体が評価するという仕組みをつくらないといけません。

そういうことが実現していけば、ここで書かれている多主体による責任を持って参加しながら物事が進んでいくという環境ができていくと思いますので、この点は基本的な問題で非常に重要だと思いますので、一つの骨としてお取り上げいただければ大変ありがたいと思います。

部会長 Jさん、どうぞ。

J委員 私、街路の小委員会におりましたので、今議論になりました自転車について、小委員会の中でも発言をいたしました。少しまた発言させていただきたいと思います。

1つは、私も現場におりますと、今の御議論の中であった歩道に上げるか、車道にお

るすかという議論ですけれども、歩道を走る自転車がお年寄りなどにとって非常に凶器になっているという現状があります。

悩ましいところなんです、これを車道におろすと極めて危険な要素もあります。現実には、車道における自転車の事故というのは非常に多くて、例えば武蔵野市の警察署所管の中における交通事故のナンバー1は自転車の事故であります。ですからそういう意味では、非常に難しい側面があります。

それからもう1つ大事なことは、今、車道におろすか歩道に上げるかという話をしていくわけですけど、そもそも武蔵野のようなところの道路は、歩道のない道路の方が圧倒的に多いわけでありまして。恐らくこれは武蔵野だけではなくて、三多摩の町はほとんど全部よく知っていますけれども、歩道のある方が少ない。

だから首都圏においては、恐らく歩車道を分離されていない道路が圧倒的だろうと思います。そのことも念頭に置いて書かないと、非常に絵にかいたもちになりがちなので、そこをどう表現するかということがあるだろうと思います。

それから、今お話が出ましたが、私もヨーロッパに行って感じますのは、例えばオランダなんかの場合には徹底した自転車道がありますね。何市か行きましたけれども。これから学ぶことはどういうことかということ、今後新しく道路をつくる時は、自転車道を確保すると。これが大事なんじゃないかと思うんです。

例えば、武蔵野の近くに調布 - 保谷線というのがあって、あれは道路局の所管ですかね。25m道路を今36mに拡幅して、車道を16m、あと10m、10mの環境側道をつくらうという構想です。それは主として排気ガス対策とか騒音対策ということで考えているんですけども。せっかく10mの環境側道をつくるのに、今までの発想だと、2車線、2車線の4車線道路が、環境側道をつくと、何のことはない、また1車線ふえたような道路になるんです。

そうではなくて、10mの環境側道をつくるんだとすれば、そこには例えば自転車を通すのを2mとか3mとかを必ずとるといようなことを明示をして、これから息は長いんですけども、100年ぐらいかかるかもわかりませんが、それはともかく、新設道路についてはそういうことを具体的にやっていかないと、なかなか難しいだろうと思っています。

武蔵野は吉祥寺という町に1万2,000台の自転車が集まっています、総務庁のワースト1にずうっとなり続けていたんですけど、ここのところ頑張って駐輪場をつくって、大分ランクが下がったんですが、そういう感じを現場でしております。

ですから新設道路には環境側道をつくった場合には、自転車専用の道をつくるということが大事ではないかと思えます。

それから下水道の分科会でどういう御議論があったのか、私も今、御報告を聞いた範囲の中での話ですが、ぜひひとつお願いしたいのは、古くからいけた合流管などでは、とりわけビルピットなどの対策がうまくいかないと、非常にオーバーフローして臭気が物すごいわけです。

今、新しくできた、いわゆる使用密度が低い地域は別なんですけども、例えば武蔵野市の吉祥寺なんていう町なんかは、古くから下水道が入ったんですが、そのころの人口計算でやっていますからにわかには膨張して、そこにビルが建ってどんどんやって、古いビルは

ビルピット方式でやっているんですがそれが臭くて、何だか吉祥寺の目抜き通りが臭いと。これを何とかしろといっているいろいろ研究しているんですけど、どうやら全体の再投資をしなければだめなんじゃないかという、途中なんです、そういう感じを持っています。

となると、コンパクトシティーはつくったけれども、中心街は臭くてしょうがないというんじゃないしょうがないわけですから、だから下水道なども、とりわけ古くいけた管で合流管などの場合に、思い切って中心部は再投資するとか、そして快適性を上げるとか、これが国民の視点に立った下水道なのかなという。武蔵野市民は国民を代表しているわけじゃありませんけど、恐らくそういう悩みが古くからできたところはあるんじゃないかという気がするんです。現場からぜひ、そういうことで。

K委員 この3つの委員会のまとめを聞きまして、意見を申し上げたいことがあります。

私は、ドイツから日本に住むことになりまして、ドイツと日本の似ているところの一つは、今高齢者社会に向かっているんです。もう一つは多分、50年後に人口が大分減ってくるという見通しがあるんです。2050年に14%とか13%減るとい数字も読むことができます。

そう考えると、道路、下水、今計画するところではこれをよく考えに入れないと、設備として余ってしまうケースはドイツにも既にあります。人口が減ったから下水が詰まったりして、非常にメンテナンスのコストも高いらしいんです。

だから循環型社会の原理を考えて、雨が降った場所で浸透させるべきです。たくさん水を集めたらあとは処理の問題が起きますけど、その場所、その場所でできるだけ自然浸透をさせるような設計とか設備をつくれば、人口が減っても、そんなに下水に困ることもないです。

同じく交通に関しては、車の交通の費用、あるいは駐車場を用意する面積を考えると、非常に大きな課題です。自転車も今話題になりましたが、自転車置き場の面積はもっともっと小さな面積で、低いコストでできますから、コンパクト都市の概念からいくと、一番ふさわしい交通手段ではないかと思うんです。

だから全体の方法としては、できるだけ問題を大きなスケールで全部を処理する方向ではなくて、ポイント、ポイントで、起きたところでできるだけ処理する方向に考えた方がよさそうな気がします。

部会長 L委員、どうぞ。

L委員 公園緑地小委員会にお願いなんですけれども、既に入っていますが、いろいろな手法を講じるとしても、それに加えて都市公園の整備を着実に進めていくという部分は、必ず残しておいていただきたいと思います。

先日都議会である都議会議員のグループが、総合設計とか特定街区に対しまして、公開空地の緑地が不十分だというお話がありまして、私はそれは違うと。もちろん、個々に公開空地のあり方についていろいろ議論をしていただくのは非常に大切なことで否定しないんですけども、ただ、東京のようなところで都市公園というのは、そういう民有地にお願いすることだけでふやしていくということでは決して十分ではなくて、やはり本質的に公有地を拡大して、都市公園を行政が強い意思を持ってふやしていくということが基本としていないといけないんで、それは必ず踏まえた上でそういう議論をしていただきたいということを申し上げたわけなんです。

現に、都市計画決定されているけれども、まだ未買収だという公園用地が、大都市には膨大な量の公園予定地が残っているわけですし、これはやはりそれをきちんと、公有地として拡大していくことが基本にないと、そのほかの民有地の緑化ですとか屋上緑化ですとか、道路、河川を利用した緑とオープンスペースの確保は非常に重要なことなんですけど、ただ、本日の部分でまだまだインフラが不十分だという認識が必要だと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一言だけ。先ほどE委員から、私権との関係のお話がありましたけれども、東京都は土地収用法をもう一度改正していただくように政府にお願ひしておりますので、ぜひ応援をお願ひいたします。

以上でございます。

部会長 それではEさん、ちょっとお待ちいただけますか。

M委員。

M委員 簡単に2点だけ。

1つは、私が参加いたしました市街地整備小委員会の今後の検討課題で、先ほどKさんからお話ございましたが、人口減少に伴って市街地が縮減してくるという問題があります。

きょうはそれぞれ3つの小委員会がばらばらに、中間まとめの一次報告をしているわけですが、我々としては市街地がそういう形で縮減してくると、縮減した市街地がどうなるかということが、今後の検討課題として非常に重要ではないかと思ひます。

そういたしますと緑地との関係、緑化との関係をどうとるかという視点が、恐らく一つ大きな視点として出てきます。

それから、今まで気がついていなかったんですけど、Kさんの発言によると、下水道をそういう市街地でどうするかという議論も大きな問題として出てきそうなので、縮減する市街地について総合的に検討するということは、我々市街地部会だけで議論するわけではなくて、緑化の問題、下水道の問題をあわせて総合的に検討していかないと、今後の問題として対応できないのではないかと。

緑化の小委員会の方では、必ずしもその意識が十分なかったような気がいたしますので、ぜひその辺も含めて今後の検討課題を、そちらでも御検討いただきたいという要望をしておきます。

それからもう1点は、多様な主体の参画の都市づくりをやるということは非常に重要で、中間まとめにとりまとめられているわけですが、現場の実際に参画しているNPOや市民の発言としては、ある意味では、こういうばらばらに参画を求められることはいいかげんにしてほしいという声もあるんですね。

例えば緑地の議論があって、緑化を進めた市民参加をしてほしいと。街路について市民参加してほしい、下水道について市民参加をしてほしいということばらばらに言われた場合に、これはとても対応ができませんよというのが、実は今のNPOの本音ではないかと思うので、こういう参画をもっと総合的な地域づくり、先ほどIさんがおっしゃった包括的な補助金の議論がございましたが、そういう包括的な補助金は、実は総合的な参画がある意味で支える仕組みでもあるので、その辺の配慮もぜひ考えていかなきゃいけないのではないかとお願ひしております。

以上でございます。

部会長 それではEさん、どうぞ。

E委員 先ほどちょっと言い足りなかったような気もいたしますので、つけ加えさせていただきます。

コンパクト化に伴う街路、容量がふえるから広げるという言い方にしか聞こえなかったかもしれませんが、今御指摘のように、自転車道路、自転車は安全に使える、歩行者と別々に使える道路。あるいは環境ですね。つまり散歩のための道路、むしろ緑道化するための十分街路樹が育つ道路といったことも考え合わせますと、戦後は都市計画道路を縮小する歴史だったんですけど、今は大拡大するような計画にしていかなきゃいけないんじゃないか。

特に、このごろ都市再生特別地区なんかで本気で考えますと、いかにも都市計画道路、まだ未実現のやつを実現したとしても、狭過ぎる。もっともっと立派な40m、50m、場合によっては100m道路が必要だなということをつくづく感じますので、その点を申し上げたかったんです。

そんなことできるわけじゃないかと、皆さんおっしゃると思ったもので大分遠慮したんですが、計画道路はここまでだけど、望ましい道路はここまでだと。これを実現したときはこういうインセンティブがあるという、何か民間サイドが徐々にでも実現していくべきガイドラインみたいなものも引いておくという方法で、いつの日か実現するという。そのためのインセンティブもうまくはめこんでおくといったような、そういうことができないものかなということを考えておりますので、ひとつ御検討いただきたいと思いません。

部会長 時間が大分予定をオーバーすると思いますが、せっかく皆さんいろいろ非常に有益な意見を出していただいているので、このまま多少オーバーしてもひとつ、支障のない方はおつき合いいただくことにしてやりたいと思います。

ではNさん、どうぞ。

N委員 私は大した意見はないんですが、L委員がおっしゃったので、これはぜひ応援しておかなきゃいけないと思ひまして。

まさに、河川とか道路の緑地だけじゃ困るので、公園はぜひ取ってほしいんですね。それをぜひ知事に言っていただきたいと思いますと思っているんですが。公園計画があった土地がどんどん外すような話ばかりありますので、まずそれを、ぜひよろしくをお願いします。

それからもう1つは、先ほど来すべての委員の皆さんがおっしゃったのは、みんな同感で聞いておりました。これを具体的にするのはどうしたらいいんだろうと思ひまして、1つの提案なんです、要するにこの部会に分かれているように、都市整備がそれぞれの専門から見てきたと。例えば私は公園に入っています。総合化が必要だということで、先ほどのように河川や道路は別だったのではなくて、一緒にオープンスペースとして考えていただこうと言いました。ただ、オープンスペースの視点だけでも足りないわけですね。それこそ、都市の活性化とかいろんなことがあるわけですね。先ほどH委員がおっしゃったようなわかりやすい町とかですね。

そういうことになると、やっぱり旧来の都市モデルというのは、公園は公園で近隣住区論みたいなことでやってきましたし、下水は下水で交通は交通という違う、それぞれの立

場でルールをつくって追求してきたと思うんですよ。

先ほどM委員もおっしゃったけども、これを本当の意味で総合化する必要があるんだろうと思うんですね。それには共同作業を本当にやらないとだめじゃないか。

具体的に言えば、まずデザインレベルですと、例えばここの前の通りをどうしようかというのは、スーパーブロックぐらいの単位で、それぞれが本当に自分の専門的な知識を吐き出しながら、相手の言い分を聞きながら、それこそ調整しながらやっていくと、結構おもしろいモデルが作れるかなという予感がするんですね。

先ほどのお話、みんなそうなんですね。電柱の問題でも、地中化するとサインが消えちゃう。じゃあ、サインはどういうふうにつけるのか。別の形ですということになると思うんですね。

だからそういうのをデザインレベルで、横浜なんかのアーバンデザインはそういうのを具体的にやったと思うんですが、あれはちょっと言いにくいけども、アーキテクトが何となくこういうデザインがいいんじゃないかというイメージで描いたと思います。本当にいろんな意見が入ったとは思えない。ビジュアルに見て美しい町並みをつくらうということになったと思うんですね。どうしてもエコロジカルな視点は抜けていたわけですよ。

ですからそういう意味で、フィジカルにもビジュアルにも、あるいはエコロジカルにも、ぐあいのいい町というのを、あるいはエコノミカルでもなきゃいけないわけですからね。

そういうのを一回どこかで、国土交通省にはシンクタンクがいっぱいあるでしょうし、研究所も持っているようですから。あるいはこういうメンバーでやったっておもしろいと思います。デザインレベルで実際に具体的なモデルをつくってみたらどうか。今まで我々は都市というものは車道があって、歩道があって、それに細街路はこうで、街路樹はこうなっていてという、当たり前でとらえてきたわけですね。それをいろんな博覧会とか、新しいニュータウンでは……、古いニュータウンはありませんが、そういうことをしていたわけですからね。デザインレベルで、もう一回本気でやってみたらどうかというのが提案です。

それからもう1つはプランニングのレベルで、これは法制度と絡むと思いますが、これもこういう部会で出ている話を本当に融合するにはどうするのかというのは、議論されていいなと思いました。

それだけです。

部会長 どうもありがとうございました。

○委員、お願いします。

○委員 下水道と河川の委員会に出ています。3つお話をさせていただければと思います。

今、M先生のおっしゃった縮減する都市域というのは、とても適切な御指摘だと思います。僕は南多摩の町田に住んでおまして、きょうLさんいらっしゃるし、Nさんいらっしゃるし、本当はあのあたりの話をいっぱいしたいんですけども、現場で都市の拡大の先占地域が今、縮小に向かっているのを見てみますと、縮退という感じがします。減少じゃなくて都市域が完全に縮退して、コンパクトと言えいいんですけども、都市を広げようと思って、西部開拓みたいに電車の駅から多摩丘陵の非常に激しい起伏のところへどんどん市街地を広げていったが、もうだめだってすごい勢いで逃げてきている。町田駅の

あたりに高いビルが建つんですけど、みんなそこへ集中してしまって、年寄りだけ置いて、高度 150m ぐらいの多摩丘陵は、がらがら人がいなくなっていくというのが現状です。

幾つか公園の予定地がなくなったとか、先ほどNさんがおっしゃいましたけど、うちの近所でもそういう場所が数百ha、ついこの間放棄されたところがあるんですが、そういう場所をどうしていくかというのは、本当に本気で考えなきゃいけない。

その際に僕は、国土交通省レベルでやる大仕事がある。これは首都圏レベルで1つ、ちゃんとモデルをやるべきだと僕は思っています。特に、丘陵地にはびこってしまった新興住宅都市というのが、実は周りにいっぱい緑を抱えていて、農業にも使えない、開発もできなくなった。これから本当に大変なことになる。南多摩が全域そうです、川崎がそうです、横浜がそうです、横須賀がそうです、逗子、葉山もそうです、三浦市もそうです。このあたりをどうしていくのかというのも、ぜひ一貫した何か取り扱いをしてほしい。

ちょうど今、多分都市局の方で重要自然地域の抽出をやっていますよね。あれがもう間もなくまとまらなければいけないんだと思うんですけど、ぜひあれを活用していただきたい。何となくあれは孤立していて、よそに情報が出てこないし、しっかり河川の問題とか下水道の問題とか都市の問題につながるような形で、簡単にまとめないでも結構ですから、外に出していただきたいと思っています。

2番目が、下水道と河川の総合ということなんですけれども、ようやく動くかなという実感を、僕は河川流域活動、市民活動のリーダーをやっていますので、感じ始めています。ぜひひとつ、前へ進めてほしいと思うんですけど、その際に、河川の方では総合治水ということをお願いします。河川で洪水を抑えるのではなくて、洪水を起こすのは流域ですから、流域というランドスケープで総合的な対策をとる総合治水というのがあって、全国今17でしっただけ、河川モデルで実施しているわけですけど、もう1つ先に進むビジョンというイメージが欲しい。

河川審議会の方で総合保水と僕は言ったんですけども、保水社会をつくる。ありとあらゆるところで、治水ではなくて治水も含めた保水、降った雨をすぐに捨てない、いろんな形で利活用する、いろんな扱いをする、それは保水をするんだ。総合保水社会、総合保水ということで河川と下水道がまとまって、そこに公園とか農業部門とかがくっついてくるといいなと思っています。

最後は自分の一番日々、寝る時間もないで困っているNPO絡みのことなんですけど、先ほどのNPOの話は大変ありがたくて、NPOの現場におりますと、いろんな期待がいろんなところから来ます。これがお話のとおりばらばらにやってきます。どうしようもない形でばらばらにやってきて、しかもNPO関連の活動をやると、事業別に立っていったりするんで、その事業が細かく別々で、しかも会計処理が全部それぞれ別だということになってきます。

何が大変とって、まずお金の調達が非常にしにくいんですね。まず寄附が集まらない、税制優遇がないという単純なことなんですけども。

もう1つは、受託事業のようなことをやりますと、これはなかなか現場に行かないとわからないんですけども、管理経費もつかないような受託というのがごく一般的でありまして、有限会社でやると200万円の仕事は管理経費がついて300万円で受託できるが、NPOの場合にはそれは数%でいいとか、なくていいというのが常識だと思います。どんど

んとシュリンクしていると思うんですね。

しかも、人を雇用するときには時間 800円で計算せよなどということをやっ、実は横浜市のそういう市民活動の助成金の審査委員をやっていますけれども、予算書を書かせるときには1人時間を800円で計算していないとだめと。こんなことで、事務所を持ってNPOが仕事ができるのか、こんなことで一般管理を担当する事務職員を雇用できるのかといったらできないんですね。

話はどんどん進んで、NPOは正義でNPOにはいろんなことをしてもらおうという話が走るんですけど、NPOの会計の現場というのをぜひいろんな形で、優しい目でチェックしていただきたいと思うんです。

それから、お金の使いやすさということも非常に問題で、これは記録に残らない方がいいですけど、自分でずるすれば使えるのを使えないようにしてくださいと言っちゃうようなものなのでなかなか言えないんですが、NPO法上の極めて難しい問題があって、NPO法上の特定非営利事業という枠立てと、そこでお金をどう使うかということで、税務署が税金を捕捉するシステムって、全く別なんですね。

だからNPO法上、これは税金がかからないというのは建前になっているところで、例えばもうかっちゃうとしますと、その部分については税金を税務署から確実に捕捉される。もうかってしまったから、よそのもうからなかった部分に穴埋めをしますと、それは反則なんですよ。穴埋めしていいというふうにしていきたい。だから有限会社のように動けないと、例えば現場仕事をするようなときに臨時で人をたくさん雇って、実際に土木作業もやるわけですけども、そんなところにNPOが出ていけるわけがない。

今のNPO法は、小さいものを寄附金だけで美しくやるのには向いているんですけども、現場に戦力として出て行って仕事をするという組織がNPO法で動き出しますと、あっという間に沈む問題です。非常に重要な問題だと思っています。

部会長 P委員、どうぞ。

P委員 それでは簡単に2点。公園緑地小委員会の方で議論していただければありがたいなというテーマなんですけども。

環境省で、日本の重要湿地 500選というのを選定しました。その中の1つに、宇都宮市にあります旧陸軍時代の射撃場跡地が選ばれております。射撃場跡地が湿地化しまして、そこに希少動植物がある。

しかし、管理している財務省は一刻も早くお金に変えたいということで、競争入札にかけると。しかし環境省では500選に選定をしている。地元自治体で買ってもらえないかという話が、今来ています。

しかし、国で指定して貴重なものだと言っているながら、別の省では地元自治体で買ってくれという話になっていまして、いろんな国の助成制度がありますから割安には買えるんですが、宇都宮市の財政負担が伴うわけですから、本来はこういうものについては国において責任を持たれるべきだと思います。これはほかの省のことでありますけれども、ぜひこれは国において、統一した方針を出してもらいたいなと。

それからもう1点ですけども、都市計画決定をして公有地を図っていく緑地については、当然市の負担で買収をしていきますが、宇都宮市内にはたくさんの里山が残っておりまして、地域の方々が地主さんと話をして、山の管理を地域でやっているところが幾つも

あります。しかし相続が発生しますと、その山を持ちこたえられないということで、当然売却というふうになってしまいます。それを宇都宮市で税金で買ってほしいという要望が、地域からはあるわけですが、しかしそれを全部行政で買って行くのには無理があります。

ですので、ぜひ相続税と緑地の保全という観点から、何らかの制度を国において確立してほしいということを要望いたします。

部会長 Q委員、どうぞ。

Q委員 余り時間をとらないように話をしたいと思います。

先ほどの人口減少の問題ですけど、これはトータルな日本の全人口はまだ減少に入っていないですね。この問題は私は、前の国土審議会のときに、一番最初の原案は少子・高齢化というのがキーワードで出てきたんですが、私はそのときに発言させていただいて、人口減少を見越した国土計画をつくる必要があるんじゃないかということを申し上げたつもりでいたんですが、まだ実は減少していないんです。

ですからそういうことから言うと、既にOさんの言われたように、もし空洞化が外側で起きているとすれば、それは別の理由によって起きている問題であり、別の対策が必要な課題です。

それともう1つ、社会資本の基本的な整備のポリシーとして人口を縮小するって、どこまで縮小するって見込んで長期的な社会資本を整備すべきかというのは、これは非常に重要な課題だと思うんですね。

これは今までだれもできなくて、恐らく今までの市町村での計画は、それぞれ将来伸びる方向ばかり予測されて、セットされてきた。伸びなくなるということは確実に、伸びないという計画をあえてつくれるかどうかというのは、私は非常に疑問に思うというか、その当事者にとっては難しい判断だろうと思われま。

やはり社会資本の整備のあり方ということと、そういう大きなフレームで、もしふえちゃったらどうするのかとか、またコンパクト化でも、さっきの吉祥寺の話じゃありませんが、従来そんなに来ないだろうと思っていたところが来るようになってしまったとか、そういうものに対して、どうフレキシブルに対応できるか。何かそういう整備の方針というか考え方を、従来のいろんな経験の上から出しておかないと、単に減少しただけだから小さくすればいいんじゃないかという話に、私はならないんじゃないかと思うんです。

それからもう1つ、これは道路の話とは余りひっかけない方がいいと思いますが、ある種の公共事業に対する経済性が非常に強調されて、安ければいいという判断基準が非常に優先していると思うんですが、私は必ずしもそうではないんじゃないかと思います。さっきの緑道の話とか、必要な部分には、あえてちゃんとお金を投資してでもやらなくちゃいけない。そうすると、途端に日本全国全部に同じようにやらなくちゃいけないという話が出てきて、混乱を招く部分があるわけですね。やっぱり公共事業の優先順位をどう決めるかという、そこも非常に重要。

私はあるものを書いたんですが、社会をグリーン化するための公共事業にはあえてお金を投入するという、グリーン購入法のポリシーを明確にすべきじゃないかと思うところがあります。

ですから、今ある種の非常に常識的に言われる人口減少の問題も、本当にそうなのかど

うか。どういうところにそういうことが起きそうなのか。それから、それをもとにして計画をどう立てるべきなのかという問題。それから経済性を主張するあまりに、どうも安ければいいという公共事業がもし優先すると、これはかえって後で問題を起こすかもしれない。軸としては、世の中をグリーンにするための公共事業という考え方を、少し打ち出して見ていったらどうかと思います。

それから下水道の問題、私は専門ですのでちょっと言いますと、雨の水はなるべく地下へ戻すというのは賛成なんです、汚れた水はなかなか戻らないんですね。小規模にやるというのもいいんですが、汚れた水自体をなくすことが非常に難しい。ですから雨の水はまだいいですから、私は〇さんの意見に賛成なんですけれども、汚水までその考え方を流用しようというか小規模にしようとする、恐らく水たまりをなくすというレベルで非常に問題だろうと直観的に思っています。

かなり常識的に、下水は水じゃないかと。水はどこかへ行くんじゃないかと思われるかもしれないけども、皆さんの庭の面積を考えて使われる水で割ったら、大変な量を毎日毎日皆さんが出しているということで、その水はどこへ行くかということをよく考えないと、非常に危険性があると思っています。

これはそう簡単には汚水はなくならない。ということは、汚れたものが身近に残るということですから問題を残します。下水道に対する考え方で混乱を起こさないように、あえて申し上げたいと思います。

部会長 A委員、どうぞ。

A委員 まず公園緑地についていろいろ御指摘があったことについては、早速きょう午後いろいろ検討していきたいということで、事務局ともどもやりたいと思っております。

むしろ、今、Q委員、M委員、N委員初め、皆様方いろいろ御指摘のことの中で、これは一つ共通の指摘があると思うんです。私もそうだと思います。きょうの配付資料の中で資料8がございまして、参加型まちづくりについてこれから検討を開始しようということがありまして、そういうことでつまり、今回の諮問事項に対する検討が一応全部始まったという段階になったわけでございます。

一方で、つまりこれを全体どうまとめていくのかと。これについて今回、資料3の当初の諮問だけが資料が出ていまして、本来資料3の次に、今後どうまとめていこうかということが、事務局から御提案があった方がよかったんじゃないかなと思います。

つまりこの中で、まず都市再生、それから木造密集市街地についてはたしか昨年になるのかな、大分前に既に中間まとめがまとまっております、これに基づく法改正等々は実施済みなわけでありまして。

ですから私自身の意見を申し上げますと、まず最初の課題に応じた答申をきちんとまとめていって、またさらに検討すべきことについては検討するということを明確にした方が、時代とともにさらに検討すべきことはどんどん出てきますので、諮問は諮問できちんと答えていって、さらに何が残された課題なのかというのを明確にしていくということをやっけていかないと、これは非常に大きな総合的な諮問ですから、これを恐らく1本の答申で書くというのは、まず私は不可能だと思います。

それで、これはぜひ事務局からお答えを伺いたいんですが、最初の間接まとめについていつまとめるのか。都市再生密集市街地ですね。これは施策が既に進行中ですから、私は

これはそのまま速やかに第一次答申で出すべきであると思います。

それから2番目の、現在3つの小委員会でもまとめておりますが、これはこういう専門的なまとめが当然必要なんですが、一方で総合的にどうするのかと。つまり、現在の予想される今後の日本の経済とか都市の構造とか人口の中で、将来の市街地のあり方と総合的な社会資本整備はどうするのかと。つまりそれについては、この3つの委員会ごとの議論では議論することができないわけでありまして、それをどうするのかということでありまして、これは今回の諮問とは別だと考えるのか。諮問の中の一つであると考えんでしたら、3つの小委員会の議論をどうまとめて、また総合的な議論をどうするのかということを考えなきゃならないということでありまして。

これについてはぜひ事務局の考えと、またこういう全体の部会で集まる機会を、それほど多くするというのは物理的には難しいと思いますので、できましたらこの3つの、今の小委員会の今後の議論の進め方の一種の心構えといいますか、どこまで小委員会と議論するかということも絡みますので、ぜひそれは議論をして方向性なり。

本来ですと、たたき台の資料をきょう出されていた方がよかったと思いますけれども、きょうの各委員の方々も一つ共通のことを指摘していきまして、つまりどう答申としてまとめていくのかということだろうと思いますし、私なりにそう理解したんですが、これについては会長のお考えを伺いながら、この場である程度どうするのかを議論した方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

部会長 事務局の方で提案がありましたらお話し願いますが、私はこれは相当時間がかかるだろうと思って、中間とりまとめは来年度の予算要求の関係で、急いで皆さんそれぞれお願いしたと思うんだけど、これを全部まとめるのはちょっと時間をかけなきゃしょうがないと思っているんですが、どうなんですか。

事務局 今の点について御説明いたします。

資料3に4つ諮問がございますが、先ほどA委員のお話にありましたように、
、
については実質的に成果が出ておりまして、これについてはそういう意味では中間的な報告ということでありまして、実質的には回答が出ているものというふうに理解をいたしております。

それから
につきましては、今、三小委員会でとりあえずその3分野につきまして御審議をいただいて、今年度末を目途にとりまとめていただくと思っておりますけれども、それを踏まえまして、さらにきょうお話もありましたような、市街地全体を公園や下水道も含めて、全体をどのように持っていくのかということにつきましては、この21世紀型都市再生ビジョンというのは大変大きなテーマでもございます。その中で、とりあえず今、三小委員会については、今年度末を目途に一応報告をいただくと思っておりますが、それも含んだ形で、全体のこれからの都市のビジョンをどういうふうに考えていくかということにつきましては、またその段階から今の三小委員会の報告の内容も含めた形で、御議論をいただければと考えております。

それから資料8にございますように、本日御説明をさせていただく予定でございますけれども、多様な主体の参画ということについてでございますが、
の次世代参加型まちづくりの方策ということが諮問事項にございます。これにつきまして後ほど御説明をさせていただきますが、審議につきまして開始をさせていただければということ、御説明させ

ていただく予定にしております。

以上でございます。

部会長 きょうの三小委員会の中間とりまとめなり一次報告にしましても、それぞれ精粗というところと正確じゃないんでしょうけど、掘り下げ方がいろいろな段階があるでしょう。これを一本にまとめるというのは非常に難しい話で、もしそういうことならば、改めて各小委員会の検討の仕方も、それを頭に置いた上でお願いしなきゃいけないと思うし。

確かに、Aさんが今提案された問題は必ず後で問題提起され、今、Aさんがされなくてもどこかで提起されるはずなんで、それについてどうするか、ちょっと事務局の方でも検討してくれますか。今ここでどういう方向というのは恐らく難しいと思うので、これからの課題にさせていただき、各小委員会でもそれを頭に置いて御検討をお願いしたいと思っているんですが、どうでしょうか。

大分時間がオーバーしまして申しわけありませんでした。いろいろまたあろうかと思えますけど、本日はこのぐらいにさせていただきまして、各小委員会ではただいまの御意見を踏まえて、引き続き検討を進めていただきたいと思います。ひとつ御苦勞でございますが、よろしくお願いいたします。

(3) 長期計画について

部会長 次の議事に移らせていただきますが、ただいまの御議論をいただきまして、各小委員会の中間とりまとめと関係のあります公共事業の長期計画につきまして、事務局より御説明をお願いしますが、今さら私が言うのも何なんですけど、大分オーバーしましたから、簡単にひとつ御説明をお願いできますか。

事務局 それでは資料7に基づきまして、社会資本整備の長期計画に関しましての検討状況について御報告させていただきます。

国土交通省所管の社会資本整備の長期計画は、1ページ目に記載のとおり、全体で10本ございます。この中で14年度、15年度に計画の終期を迎えますものが、当部会に関係します道路、下水、公園を含めまして9本という形になっております。

これまでの計画については、ここの一番右に書いてありますように、計画規模がその主な計画内容となっておったところでございます。これにつきまして、2ページをお開き願います。

2ページで、これまで経済財政諮問会議、または地方分権改革推進会議で、長期計画についてのさまざまな議論がなされたものを記載させていただいておりますが、計策そのものの必要性について、または計画相互間の連携について、事業量そのものを書くということについていかがかといった観点から、さまざまな指摘がなされているところでございます。

これを受けまして、3ページをお開き願いたいと存じます。21世紀型の新たな公共事業関係計画はいかにあるべきかということ、国土交通省の中でも大臣のイニシアチブのもとに検討を進めてきたところでございます。

この3ページ目の青枠の部分でございますけれども、従来型の事業分野別の計画から、これからは社会資本整備の重点化・集中化を図るために、計画を転換する。そのためには

横断的な政策テーマを設定した上で、事業別の計画から一本化した計画に移ったらどうかということが、方向として検討しているところでございます。

その一本化に当たりましては、これまでの計画策定の重点が事業費であったわけですが、国民に対する説明責任を果たすという観点からも、アウトカム指標、すなわち、どういう成果がこの計画期間内に挙げられるのかということを経営の主体にすべきだという方向で検討を進めているところでございます。

その具体的なイメージでございますけれども、真ん中のところで横断的な政策テーマと書いてあるところがございまして、政策分野として暮らし、安全、環境、活力といったものを挙げながら、その中で例えば当部会に関係するものとしたしましては、安全の中の床上浸水未解消家屋数ですとか、環境分野におけます都市における公園緑地の確保量といったものを政策目標として掲げながら、計画策定を進めていったらどうかといった形で検討を進めさせていただいているところでございます。

また、この計画におきましてはハードだけではなくて、青枠の一番下でございまして、ハード施策とあわせてソフト施策も活用するといった視点から取り組んでいったらどうかという方向性も、指し示させていただいているところでございます。

今申し述べましたような計画の方向を変えることに伴いまして、最後のページでございまして、それまで長期計画、それぞれ事業別に根拠法を持って計画策定がなされておりましたが、これを基本的には社会資本整備重点化計画法という形で一本化する。それに伴いまして、従来ございました6本の緊措法については原則廃止の方向で検討することになっております。

したがって、公園、下水道についての緊措法も廃止の方向ということで、検討が進められておるところでございます。

なお、先ほど新しい一本化計画につきましては、その計画策定段階におきまして、審議会の意見をお聞きさせていただいて策定するといった手続や関係公共団体の意見聴取ですとか、国民の皆様方からの意見聴取といった手続規定についても、今回設ける方向で検討が進められているところでございます。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

(4) その他

部会長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事の「その他」でございますが、諮問事項として残されましたもう1つの検討課題であります、次世代参加型まちづくりの方策に関する今後の審議につきまして、事務局の方からお考えをいただきます。

事務局 資料8をごらんをいただきたいと思います。昨年、平成13年に諮問いたしました中の4つの事項のうち、残されております次世代参加型まちづくりの方策につきまして、事務局としての考え方を御説明させていただきます。

まず、1番の趣旨でございます。先ほど来多くの委員の方から多様な主体の参加という点につきまして御指摘をちょうだいしたわけでございますけれども、ここでございますと

おり、近年、多様な主体がまちづくり活動に参加して、みずからの選択で誇りと愛着が持てるようなまちづくりを、きめ細かく進めていこうという意識が大変強くなってきているところがございます。

これはどちらかといえば、画一的なものから個性や多様性を重視して、みずからの選択というものに重きを置いた流れかと思えますけれども、言ってみますれば、これまでの国、県、市町村といった縦型のまちづくりの時代から、個人、NPO等の多様な主体と連携した、横型のまちづくりの時代への変化というふうに言えようかと思えます。

このような状況を受けまして、住民やまちづくり団体からの都市計画の提案制度が本年創設されて、一步前進したところがございますけれども、参加型のまちづくりにつきましては、行政も市民もまだまだふなれで手探りで進めている部分もございます。今後、参加型のまちづくりを実質的に、さらに効果のあるものにしていくための方策を検討することが必要だと考えております。

今後、外国の取り組み事例なども参考にしながら、多様な主体が連携したまちづくりの枠組みですとか、あるいは市民と行政との成熟したパートナーシップによるまちづくり、これを実効性を高めていくための方策等々につきましては、幅広い観点から自由に御議論をいただければと考えてございます。

時間の都合もございますので、それぞれの論点(例)につきましては説明を省略させていただきますけれども、これはあくまでも例でございますので、これにこだわらずに自由に御議論をいただければと考えております。

最後にスケジュールでございますけれども、事務局といたしましては、来年2月ないし3月ごろからスタートしていただきまして、検討の期間につきましては、御審議いただく内容の展開状況にもよりますので変わってくることもあろうかと思えますが、現時点ではおおむね1年程度をかけて御議論をいただくのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

部会長 ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見ございましたらお願いします。

それでは次世代参加型まちづくりの方策に関する今後の審議のあり方としては、効率的な審議の観点から、小委員会を設置しまして審議いたしたいと存じますが、いかがでございでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 それでは異議がないようでございますので、そのようにしたいと存じます。

なお、小委員会に属する委員、臨時委員につきましては、後日事務局より委員の皆様から御希望をお聞きした上で、選任につきましては私に御一任をお願いしたいと思えますが、よろしゅうございでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 また、本日御報告いただきました三小委員会につきましても、専門委員を選任しましたが、この検討事項につきましても、専門委員を任命する必要がある場合には、その選任につきまして同様に御一任いただきたいと存じますが、よろしく願いいたします。

きょうは随分時間をオーバーいたしまして、司会者としてまことに申しわけございませんでしたが、非常に御熱心な議論をいただきまして非常に有意義でございました。どうも

ありがとうございました。

閉 会